

## SEIYU吉岡店の届出概要(第6条第1項)

- 1 届出者名  
株式会社東北西友 代表取締役社長 中村 一夫
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
SEIYU吉岡店  
黒川郡大和町吉岡字館下103番 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社東北西友 代表取締役社長 中村 一夫  
仙台市青葉区堤町三丁目9番1号
- 4 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)株式会社東北西友 代表取締役社長 飯田 晴雄  
仙台市宮城野区榴岡三丁目4番18号  
(変更後)株式会社東北西友 代表取締役社長 中村 一夫  
仙台市青葉区堤町三丁目9番1号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)株式会社東北西友 代表取締役社長 飯田 晴雄  
仙台市宮城野区榴岡三丁目4番18号  
(変更後)株式会社東北西友 代表取締役社長 中村 一夫  
仙台市青葉区堤町三丁目9番1号  
株式会社白光舎 代表取締役 三浦 成夫  
仙台市青葉区中央一丁目6番30号
- 5 変更の年月日  
平成16年8月1日、平成17年9月1日、平成15年3月14日
- 6 届出年月日  
平成18年6月26日
- 7 縦覧場所  
宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター及び大和町役場
- 8 縦覧期間  
平成18年6月30日から平成18年10月30日まで(ただし、閉庁日を除く。)
- 9 意見書提出先  
仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県産業経済部食産業・商業振興課
- 10 意見書提出に関する注意事項  
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(経済産業省告示第85号)及び意見書様式を参考のこと。